

水俣病多発地域における非漁家の階層移動分析

A Case Analysis on Hierarchical Movement of Non-fishermen in Minamata Area

三好 禎之

Yoshiyuki Miyoshi

〈摘 要〉

本研究は、公害によって絶えず窮乏化の圧力が加わり、これに抵抗しきれなくなった世帯から階層下降が生じるという先行研究（籠山：1976）をもとに、水俣病被害を受けた非漁家世帯の生活構造ならびに階層落層、階層転落を探索することにある。

探索にあたっては、籠山が用いた生活構造論を基に窮乏化の要因と、階層落層、階層転落の特性を検討する。また、階層落層、階層転落が生じた水俣病被害者世帯は機能集団へ吸収されるなどして、生活構造を变形させ生活水準を維持してきたものと思われる。本研究のもう一つの目的として、窮乏化に伴い非漁家世帯が分化・分解化していく過程を探索する。

〈キーワード〉 水俣病 生活構造 階層落層 階層転落 分化・分解

I. はじめに

本研究の目的は、公害によって絶えず窮乏化の圧力が加わり、これに抵抗しきれなくなった階層から下降が生じるという先行研究（籠山 1976）をもとに、そのメカニズムを探索することにある。探索にあたっては、籠山（1976）が用いた生活構造論をもとに階層下降の特性を検討する。

また、階層下降が生じた非漁家世帯は、機能集団へ吸収されるなどして、生活構造を变形させ窮乏化に「抵抗」し、生活水準を維持してきたものと推察される。本研究は上記の問題関心に加え、非漁家世帯が分化・分解化していく過程を探索する。

II. 研究の背景と目的

公害の原点とされる水俣病（1956）は、新日本窒素肥料株式会社水俣工場（以下、新日窒という。）におけるアセトアルデヒド精製過程に伴う工場廃液が、水俣湾に排出され発生した。公害激甚地域である集落の多くは、漁業が主要産業であり、有機水銀汚染によっ

て漁業生産の場は破壊（環境破壊）され、同時に流通市場の停止を余儀なくされた。また、環境破壊にともなう流通市場の停止は労働市場の縮小を進め、生活の不安定化を派生させた。

生活の不安定化に関して、籠山（1976）は、①職業、②労働生活、③労働力消費、④労働力再生産、⑤消費生活から構成される生活構造に着目し、その循環が崩れることから貧困は創出されると指摘した。また、籠山（1976）は、生活構造が崩れると直ちに世帯の階層下降が生じるのではなく、生活水準を保つため、一時的な抵抗が生じた後に、貧困は発生すると論じた。先行研究にみる貧困は、失業、制度改革、社会的状況などから発生する外的要因と、疾病、死亡、多子、他出に示される個々人の内的要因に分けられ、窮乏化から貧困に陥る原因が明らかにされてきた。

水俣病多発地域における非漁家の生活を先行研究（三好：2016、2017）から鑑みると、外的要因によって生活は不安定化し、後に疾病など内的な要因が出現したことから窮乏化が進み、階層下降は発生したものと考えられるが、その実態は不透明な部分が多い。水俣病被害者世帯の階層下降の発生を推察すると、不断に続く生活は、公害により労働市場が破壊されたことによって絶えず窮乏化の圧力が加わり、これに抵抗しきれなくなった世帯から、階層下降が生じたものと思われる。言い換えれば、階層下降は窮乏化の圧力と、これに抵抗する階層の生活保障が機能せず、生活構造が崩れたところに発生するといえよう。また、こうした下降は、新しい階層へとつながり、移動を果たした世帯は、労働と消費の循環を回復させる努力が絶えず重ねられたものと推察されるが、生活構造を維持できなければ再び下降は生じることになる。それゆえ、階層下降が繰り返されると、生活構造に弾力を持たない階層へと「滞留」していくと考えられる。つまり、窮乏化の圧力に抵抗する階層の生活保障が脆弱であればあるほど階層下降は発生し、逆に、その機能を増強することができれば、階層は上昇を果たすことができるといえよう。

ところで、先行研究（三好 2016）においても明らかにしたように、漁家世帯の生活構造の変容に伴う階層移動は、単に生活に影響を及ぼしただけでなく、地域の産業構造や人間関係を変容させる要因ともなった。また、鶴見ら（鶴見・川田 1983；鶴見 1996）の研究よれば、水俣地域における漁家の人間関係は、網元、網子から形成される漁業組織によって団結心を保たれていたが、1930 年ごろより助け合いの精神は衰弱し、同時に住民間の日常的な付き合いも希薄化していったという。

以上の理由により、本研究は、公害によって絶えず窮乏化の圧力が非漁家世帯に加わり、これに抵抗しきれなくなった世帯から階層下降が生じるという知見を出発点とし、そのメカニズムを究明することにある。また、階層下降が生じた非漁家世帯は機能集団へ吸収されるなどして、生活構造を变形させ、階層移動を果たしてきたものと思われる。

このように、非漁家世帯の世帯階層が分化・分解化していく過程を探索し、あらたな階層形成と生活保障を検討する。

III. 用語の定義

本研究において用いる用語を以下の通り、簡略に示しておく。

第1に、本研究において対象とする「水俣病被害者」とは、熊本県不知火海（現、八代海）沿岸地域に居住し、新日窒水俣工場より排出されたメチル水銀化合物を含む魚介類を摂取したことによって、中枢神経を侵され視野狭窄、手足のしびれ、脱力感、耳鳴りなどの症状を有し、補償協定ならびに行政認定を受けた住民とする。

第2に、漁家、非漁家を次のように定義する。1949年（昭和24年）の漁業センサスでは、漁家を常時5人以内の従事者で営まれる漁業者と定義し、それ以上の企業経営体と区別している。本研究では、小規模零細漁業経営者ならびに漁業従事者以外の労働者および、小売業、自営業者を非漁家とする。なお、1930年代を基準年度とし、主な生計主体者の職業より、漁家、非漁家と分類した。

第3に、本研究で用いる「生活構造」は水俣病被害者の不断に続く生活の再生産に着目し、労働生活→労働力消費⇄労働力の再生産→消費生活を生活過程としてとらえ、それらが連結する再生産のメカニズム（仕組み）（籠山：1976）」と定義する。

第4に、労働力の消費と再生産が繰り返され、労働生活が長期間固定化すると、一定の生活構造を持った人々が形成される。こうした一定の生活構造を有する集団を「階層」とする。本研究における階層区分は、労働力の構成、資産の有無を加えた124階層の指標化を行った¹⁾（表1）。

第5に、「階層内移動」とは、時期区分間を同一階層へ移動した場合をいう。また時期区分間を他の階層に移動した場合を「階層間移動」とする。加えて、「階層上昇」、「平行」、「下降」という用語に関しては、階層を上げた場合を上昇、安定的な生活構造を維持しながら階層変動がない場合を平行、階層を下げた場合を下降とする。

第6に、「分化」「分解」という用語は、時期区分を設けて階層移動をとらえることにより、異なる層へ分かれることを分化とし、分化を繰り返すことを分解と定義する。

第7に、生活保障とは、生活を営む場や収入を得る機会があり、地域のメンバーとして承認され社会に参画でき、持続的に暮らしのニーズが充足できる仕組みをいう（大沢2010）。また、大沢（2007）は、家族や企業をミクロレベルとし、コミュニティや協働団体などはメゾレベルと位置付け、中央政府が設ける制度はマクロレベルとして、これら全体が好適に接続されることを生活保障システムと定義している。加えて、大沢は、生活保障システムのなかで、地方政府独自の社会サービスなどはメゾレベルに位置付けている。また、野口が指摘する①雇用の安定と創出、②職業訓練、就労支援ならびに所得と医療、住宅の保障、③社会的脆弱層へのソーシャルワーク支援、④強固なセーフティネットへの張替（生活保護制度）から成る4層のネットを生活保障システムとセーフティネットと位置付ける（地域安全網4層理論：野口2013年）。なお、本研究においては、先行研究（三好2016年）

表 1 階層区分指標

職業階層	生活階層				コード	内容
	雇 入	動力 漁船	無動力漁船 (人力・帆)	田・畑所有 (借受)		
1. 専業漁家	○	○			○	A1 雇入あり。動力漁船を2隻以上所有。企業補償あり。
	○	○				A2 雇入あり。専業漁家、動力漁船を2隻以上所有。
	○		○		○	A3 雇入あり。専業漁家、無動力漁船を2隻以上所有。企業補償あり。
	○		○			A4 雇入あり。専業漁家、無動力漁船を2隻以上所有。
		○			○	A5 動力漁船所有。企業補償あり。
		○				A6 動力漁船所有。
			○		○	A7 無動力漁船所有。企業補償あり。
			○			A8 無動力漁船所有。
						A9 専業漁業従事者。企業補償あり。
						A10 専業漁業従事者。
2. 専業農家	○			○	○	B1 雇入あり。専業農家。田畑所有。企業補償あり。
	○			○		B2 雇入あり。専業農家。田畑所有。
				○	○	B3 田畑所有。企業補償あり。
				○		B4 田畑所有。
				○	○	B5 田畑を借受。企業補償あり。
				○		B6 田畑を借受。
3. 兼業漁家		○		○	○	C1 動力漁船所有。田畑所有(半農半漁)企業補償あり。
		○		○		C2 動力漁船所有。田畑所有(半農半漁)。
			○	○	○	C3 無動力漁船所有。田畑所有(半農半漁)企業補償あり。
			○	○		C4 無動力漁船所有。田畑所有(半農半漁)。
		○	○		○	C5 漁船あり。田畑を借受。企業補償あり。
		○	○			C6 漁船あり。田畑を借受。
						C7 兼業漁業従事者。企業補償あり
						C8 兼業漁業従事者。
4. 兼業世帯員職員	○	○			○	D1 雇入あり。世帯員団体職員兼業。動力漁船所有。企業補償あり。
	○	○				D2 雇入あり。世帯員団体職員兼業。動力漁船所有。
			○		○	D3 雇入あり。世帯員団体職員兼業。無動力漁船所有。企業補償あり。
			○			D4 雇入あり。世帯員団体職員兼業。無動力漁船所有。
				○	○	D5 雇入あり。世帯員団体職員兼業。田畑所有。企業補償あり。
				○		D6 雇入あり。世帯員団体職員兼業。田畑所有。
5. 兼業世帯員常用	○	○			○	E1 雇入あり。世帯員団体以外の事業所兼業常用。動力漁船所有。企業補償あり。
	○	○				E2 雇入あり。世帯員団体以外の事業所兼業常用。動力漁船所有。
			○		○	E3 雇入あり。世帯員団体以外の事業所兼業常用。無動力漁船所有。企業補償あり。
			○			E4 雇入あり。世帯員団体以外の事業所兼業常用。無動力漁船所有。
				○	○	E5 雇入あり。世帯員団体以外の事業所兼業常用。田畑所有、又は借受。企業補償あり。
				○		E6 雇入あり。世帯員団体以外の事業所兼業常用。田畑所有、又は借受。
6. 兼業世帯員日雇	○	○			○	F1 雇入あり。世帯員日雇い。動力漁船所有。企業補償あり。
	○	○				F2 雇入あり。世帯員日雇い兼業。動力漁船所有。
			○		○	F3 雇入あり。世帯員日雇い兼業。無動力漁船所有。企業補償あり。
			○			F4 雇入あり。世帯員日雇い兼業。無動力漁船所有。
				○	○	F5 雇入あり。世帯員日雇い兼業。田畑所有、または借受。企業補償あり。
				○		F6 雇入あり。世帯員日雇い兼業。田畑所有、または借受。
7. 兼業世帯員職員		○			○	G1 世帯員、団体職員兼業。動力漁船所有。企業補償あり。
		○				G2 世帯員、団体職員兼業。動力漁船所有。
			○		○	G3 世帯員、団体職員兼業。無動力漁船所有。企業補償あり。
			○			G4 世帯員、団体職員兼業。無動力漁船所有。
					○	G5 世帯員、団体職員兼業。漁船所有。田畑所有。企業補償あり。
					○	G6 世帯員、団体職員兼業。漁船所有。田畑所有。
				○		G7 世帯員、団体職員兼業。田畑所有。企業補償あり。
				○		G8 世帯員、団体職員兼業。田畑所有。
8. 兼業世帯員常用		○			○	H1 世帯員、団体以外の事業所兼業、常用。動力漁船所有。企業補償あり。
		○				H2 世帯員、団体以外の事業所兼業常用。動力漁船所有。
			○		○	H3 世帯員、団体以外の事業所兼業常用。無動力漁船所有。企業補償あり。
			○			H4 世帯員、団体以外の事業所兼業常用。無動力漁船所有。
				○	○	H5 世帯員、団体以外の事業所兼業常用。田畑所有、または借受。企業補償あり。
				○		H6 世帯員、団体以外の事業所兼業常用。田畑所有、または借受。
9. 兼業世帯員日雇		○			○	I1 世帯員、日雇い。動力漁船所有。企業補償あり。
		○				I2 世帯員、日雇い。動力漁船所有。
			○		○	I3 世帯員、日雇い。無動力漁船所有。企業補償あり。
			○			I4 世帯員、日雇い。無動力漁船所有。
10. 兼業世帯主職員				○	○	J1 雇入あり。団体職員兼業。動力漁船所有。企業補償あり。
		○				J2 雇入あり。団体職員兼業。動力漁船所有。
		○	○		○	J3 雇入あり。団体職員兼業。無動力漁船所有。企業補償あり。
		○	○			J4 雇入あり。団体職員兼業。無動力漁船所有。
				○	○	J5 雇入あり。団体職員兼業。田畑所有。企業補償あり。
				○		J6 雇入あり。団体職員兼業。田畑所有。

【研究論文】水俣病多発地域における非漁家の階層移動分析

中 層	11. 兼業世帯主常用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	K1	雇人あり。世帯主、団体以外の事業所兼業常用。動力漁船所有。企業補償あり。	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					K2	雇人あり。世帯主、団体以外の事業所兼業常用。動力漁船所有。
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	K3	雇人あり。世帯主、団体以外の事業所兼業常用。無動力漁船所有。企業補償あり。
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				K4	雇人あり。世帯主、団体以外の事業所兼業常用。動力漁船所有。
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		K5	雇人あり。世帯主、団体以外の事業所兼業常用。田畑所有。企業補償あり。
		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		K6	雇人あり。世帯主、団体以外の事業所兼業常用。田畑所有。
	12. 兼業世帯主日雇	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	L1	雇人あり、世帯主、日雇い。動力漁船を所有。企業補償あり。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					L2	雇人あり、世帯主、日雇い。動力漁船を所有。
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	L3	雇人あり、世帯主、日雇い。世帯主日雇い。無動力漁船所有。企業補償あり。
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				L4	雇人あり、世帯主、日雇い。世帯主日雇い。無動力漁船所有。
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		L5	雇人あり、世帯主日、雇い。田畑所有、借受。企業補償あり。
		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		L6	雇人あり、世帯主日雇い。田畑所有、借受。
	13. 兼業世帯主職員		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	M1	世帯主、団体職員兼業。動力漁船所有。企業補償あり。
			<input type="checkbox"/>					M2	世帯主、団体職員兼業。動力漁船所有。
				<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	M3	世帯主、団体職員兼業。無動力漁船所有。企業補償あり。
				<input type="checkbox"/>				M4	世帯主、団体職員兼業。無動力漁船所有。
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		M5	世帯主、団体職員兼業。田畑所有。企業補償あり。
						<input type="checkbox"/>		M6	世帯主、団体職員兼業。田畑所有。
	14. 兼業世帯主常用		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	N1	世帯主、団体以外の事業所兼業、常用。動力漁船所有。企業補償あり。
			<input type="checkbox"/>					N2	世帯主、団体以外の事業所兼業、常用。動力漁船所有。
				<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	N3	世帯主、団体以外の事業所兼業、常用。無動力漁船所有。企業補償あり。
				<input type="checkbox"/>				N4	世帯主、団体以外の事業所兼業、常用。無動力漁船所有。
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		N5	世帯主、団体以外の事業所兼業、常用。田畑所有。企業補償あり。
						<input type="checkbox"/>		N6	世帯主、団体以外の事業所兼業、常用。田畑所有。
	15. 兼業世帯主日雇		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	O1	世帯主、日雇い。動力漁船所有。企業補償あり。
			<input type="checkbox"/>					O2	世帯主、日雇い。動力漁船所有。
				<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	O3	世帯主、日雇い。無動力漁船所有。企業補償あり。
				<input type="checkbox"/>				O4	世帯主、日雇い。無動力漁船所有。
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		O5	世帯主、日雇い。田畑所有。企業補償あり。
						<input type="checkbox"/>		O6	世帯主、日雇い。田畑所有。
	16. 兼業世帯主職員 兼業世帯員被用						<input type="checkbox"/>	P1	世帯主、団体職員兼業、または、世帯員、団体職員被用兼業 企業補償あり。
								P2	世帯主、団体職員兼業、または、世帯員、団体職員被用兼業
17. 兼業世帯主常用 兼業世帯員被用						<input type="checkbox"/>	Q1	世帯主、団体以外の事業所兼業常用、又は世帯員団体以外の事業所兼業被用 企業補償あり。	
							Q2	世帯主、団体以外の事業所兼業常用、または世帯員団体以外の事業所兼業被用。	
18. 兼業世帯主日雇 兼業世帯員被用						<input type="checkbox"/>	R1	世帯主、兼業日雇い、または世帯員被用 企業補償あり。	
							R2	世帯主、兼業日雇い、または世帯員被用。	
19. 製造自営業	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	S1	雇人あり。製造業自営。企業補償あり。	
							S2	製造業自営。	
20. 製造兼業世帯員 被用						<input type="checkbox"/>	S3	世帯員、製造業被用。企業補償あり。	
							S4	世帯員、製造業被用。	
21. 商業サービス業	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	T1	雇人あり。サービス業、企業補償あり。	
							T2	サービス業。	
22. 工的自営業	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	U1	雇人あり。建設業、土木業自営。企業補償あり。	
							U2	建設業、土木業自営。	
23. 工的自営業 世帯員被用						<input type="checkbox"/>	U3	建設業、土木業自営、世帯員被用。企業補償あり。	
							U4	建設業、土木業自営、世帯員被用。	
24. 商的自営業	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	V1	雇人あり。卸売り業、小売業、企業補償あり。	
							V2	卸売り業、小売業。	
25. 商的世帯員被用						<input type="checkbox"/>	V3	世帯員、卸売り業、小売業。世帯員被用、企業補償あり。	
							V4	世帯員、卸売り業、小売業。	
26. 団体職員 世帯主						<input type="checkbox"/>	W1	世帯主、団体職員。企業補償あり。	
							W2	世帯主、団体職員。	
27. 団体職員 世帯員						<input type="checkbox"/>	W3	世帯員、団体職員。企業補償あり。	
							W4	世帯員、団体職員。	
28. 団体以外の事業所 常用/被用						<input type="checkbox"/>	X1	世帯主、団体以外の事業所常用。企業補償あり。	
							X2	世帯主、団体以外の事業所常用。	
						<input type="checkbox"/>	X3	世帯員、団体以外の事業所被用。企業補償あり。	
							X4	世帯員、団体以外の事業所被用。	
下 層	29. 日雇					<input type="checkbox"/>	Y1	世帯主、日雇い。企業補償あり。	
								Y2	世帯主、日雇い。
	30. 日雇世帯員被用						<input type="checkbox"/>	Y3	世帯員、日雇い被用。企業補償あり。
								Y4	世帯員、日雇い被用。
31. 無業						<input type="checkbox"/>	Z1	無業。企業補償あり。社会保障。	
							Z2	無業。	
32. 離村						<input type="checkbox"/>	ZA	離村。企業補償あり。社会保障。	
							ZB	離村。	

表 2 時期区分

時期	区分	年代
1 期	公害前期	1930－1934
2 期		1935－1939
3 期		1940－1944
4 期		1945－1949
5 期	公害発生期	1950－1954
6 期		1955－1959
7 期		1960－1964
8 期	公害後期	1965－1969
9 期		1970－1974
10 期		1975－1979
11 期	環境対策期	1980－1984
12 期		1985－1989
13 期		1990－1994
14 期	もやい なおし期	1995－1999
15 期		2000－2004
16 期		2005－2009
17 期		2010－2014

においても示したように、5 年を一期として、次のように時期区分を設けた（表 2）。第 1 期 1930－1934 年、第 2 期 1935－1939 年、第 3 期 1940－1944 年、第 4 期 1945－1949 年、第 5 期 1950－1954 年、第 6 期 1955－1959 年、第 7 期 1960－1964 年、第 8 期 1965－1969 年、第 9 期 1970－1974 年、第 10 期 1975－1979 年、第 11 期 1980－1984 年、第 12 期 1985－1989 年、第 13 期 1990－1994 年、第 14 期 1995－1999 年、第 15 期 2000－2004 年、第 16 期 2005－2009 年、第 17 期 2010－2014 年とし、主たる生計者の生活構造をとらえる。

IV. 調査結果

1. 研究対象の基本的概要

本研究対象地域の中心である水俣市は、熊本県の最南部に位置し、西に不知火海（現、八代海）と天草の島嶼部を望み、鹿児島県出水市と隣接している地域である。市の中央を水俣川が流れ、河口平野部は狭く、リアス式海岸を有する総面積 162.9km²の地形を有している。また、水俣川河口には水俣湾が広がり、不知火海（現：八代海）へ張り出した明神岬と、その沖合の恋路島に囲まれた二重の湾となっている。1956 年（昭和 31）久木野村と合併した際には、人口 50,461 人を有していたが、1970 年（昭和 45）には 4 万人を割り、2010 年の国勢調査においては、26,978 人となっている。また、少子高齢化は著しく進行し、高齢化率 32.9%と全国平均 25.1%と比較して高い水準である²⁾。

V. 非漁家の階層移動の結果

1. 非漁家の階層移動の推移とその傾向

第6期（1955－1959年）においては16ケース中、階層内移動を示す平行は8ケース（50%）、階層間移動の伴う上昇と下降の合計は8ケース（50%）と、漁家同様に全体の半数が移動に直面していた。第7期（1960－1964年）には、一部、階層間移動を伴う上昇2ケース（No.23、No.26）、下降（No.24、No.28）2ケースを確認することができるが、概ね平行移動している。加えて、非漁家における特徴として、表6に示す通り、団体以外の事業所常用・被用、専業農家、兼業漁家、商業サービス業、団体職員を確認することができる。その推移をとらえると、下降が多く確認できる団体以外の事業所常用・被用に集中していることがわかる。さらに、階層が一時的に途絶えたり、再び発生したりする実態が確認できる。

2. 非漁家の階層間移動時期と階層変動の状況

第5期（1950－1954年）から、第6期（1955－1959年）に下降をした非漁家は、先にも示したように8ケースであった。上記時期区分の内、水俣病が発症した（1956年）とされる第6期（1955－1959年）と、公式確認前の第5期（1950－1954年）を比較すると、下降の発生数は6倍に増加していることがわかる。漁家においても、同時期の下降発生数が高かったことから、生活構造を変異しなければならなかった状況が生じていたと推察される。第5期（1950－1954年）以前をさらに遡及して、下降したケースをとらえると、下降、上昇が、漁家よりもやや多く散見できる。しかしながら、漁家と同様に階層移動の発生は第5期（1950－1954年）を境に発生している。不知火海沿岸部の社会構造が大きく変動したと考えられる。ただ、漁家の階層移動と異なる点は、第7期（1960－1964年）以降、大きな移動が生じず、平行移動、もしくは上昇しているケースを確認することができる。また、階層移動が安定的に推移しているように見受けられる。

3. 非漁家層の階層移動特性

非漁家16ケースの階層移動をとらえると、表6に示すように256回確認された。そのうち訳は、上昇30回、平行192回、下降34回という結果であった。また、非漁家の階層移動数は64回となり、その平均は4.0回、標準偏差（以下：SD）1.6を示した。漁家及び、非漁家を含めた調査対象世帯42ケースと比較すると、平均移動回数は非漁家の方が0.2低く、標準偏差は非漁家の方が散布度は大きい傾向にあった。なお、非漁家16ケースの全体の階層移動をグラフに示すと表7のようになる。一方、時期区分毎に上昇、平行、下降の階層移動には違いはあるのか、独立性の検定（ピアソンのカイ二乗検定）を行ったところ（表3参照）、カイ二乗値58.3431（自由度30）を示し有意差が確認された³⁾。この

表 3 非漁家独立性の検定

カイ二乗値	自由度	P 値	* : P<0.05 **P<0.01
58.3431	30	0.0015	**

Cramer's V 0.3376

表 4 非漁家調整済み標準化残差

	年	上昇	平行	下降
2期	1935-1939	-1.505	1.789	-0.856
3期	1940-1944	-1.505	1.193	-0.095
4期	1945-1949	0.100	0.000	-0.095
5期	1950-1954	-0.702	1.789	-1.617
6期	1955-1959	0.100	-2.385	2.948
7期	1960-1964	0.100	0.000	-0.095
8期	1965-1969	1.706	-0.596	-0.856
9期	1970-1974	0.100	0.596	-0.856
10期	1975-1979	0.903	0.000	-0.856
11期	1980-1984	2.509	-1.193	-0.856
12期	1985-1989	-0.702	1.193	-0.856
13期	1990-1994	0.100	-1.193	1.427
14期	1995-1999	2.509	-1.193	-0.856
15期	2000-2004	-0.702	-2.385	3.709
16期	2005-2009	-1.505	1.193	-0.095
17期	2010-2013	-1.505	1.193	-0.095

表 5 非漁家調整済み標準化残差 (両側 P 値)

	年	上昇	平行	下降
2期	1935-1939	0.1323	0.0736	0.3920
3期	1940-1944	0.1323	0.0736	0.3920
4期	1945-1949	0.4824	1.0000	0.5056
5期	1950-1954	0.4824	0.0736	0.1059
6期	1955-1959	0.3665	0.0029	0.003**
7期	1960-1964	0.9201	1.0000	0.9242
8期	1965-1969	0.0880	0.5510	0.3920
9期	1970-1974	0.9201	0.5510	0.3920
10期	1975-1979	0.3665	1.0000	0.3920
11期	1980-1984	0.0121*	0.2330	0.3920
12期	1985-1989	0.4824	0.2330	0.3920
13期	1990-1994	0.9201	0.2330	0.1537
14期	1995-1999	0.0121*	0.2330	0.3920
15期	2000-2004	0.4824	0.0171	P<0.001**
16期	2005-2009	0.1323	0.2330	0.9242
17期	2010-2013	0.1323	0.2330	0.9242

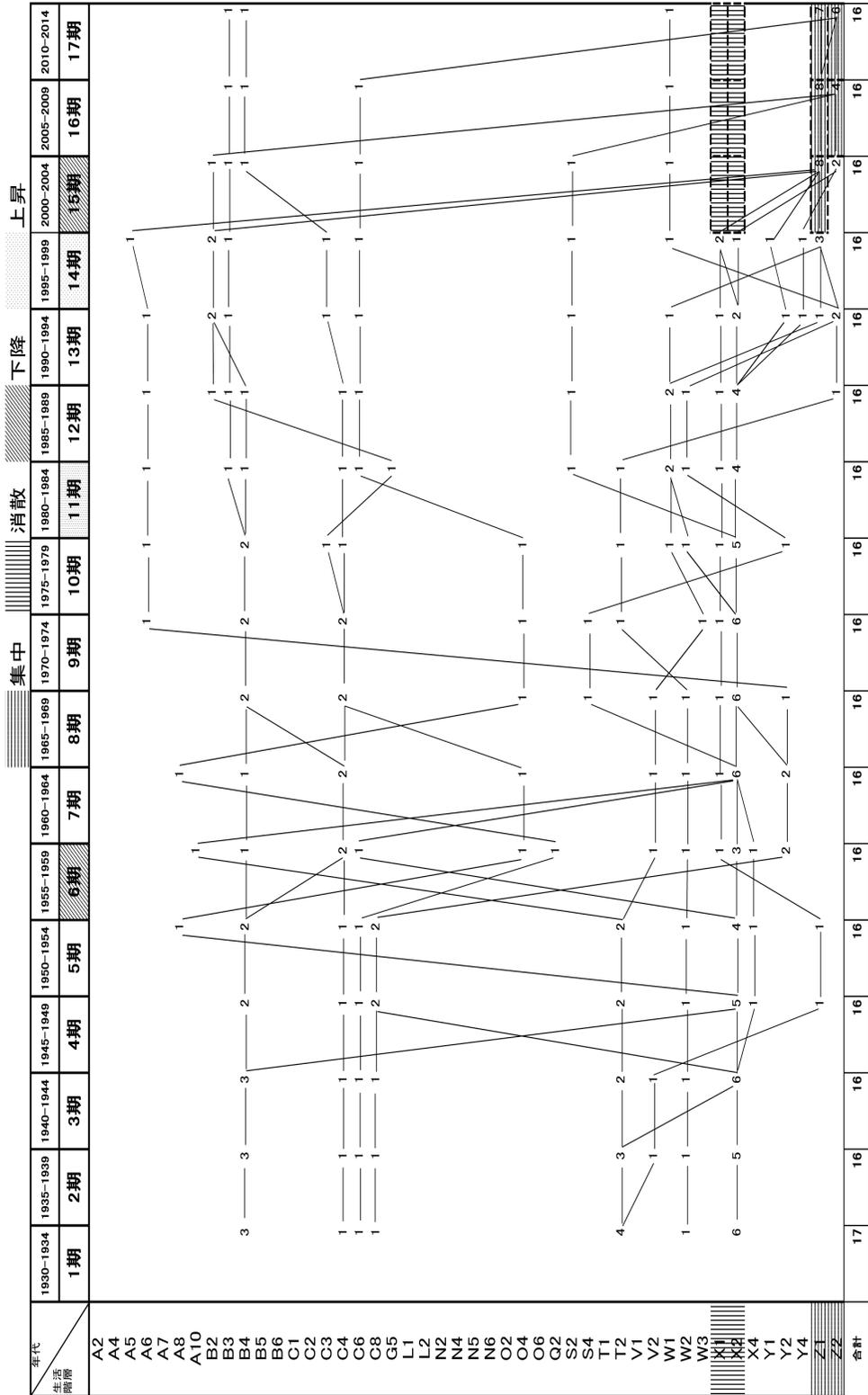
P<0.05*, P<0.01**

結果から残差分析を行うと、調整済み標準化残差が正の値で、両側 P 値が 0.05 未満となったのは、先に示した表 4、表 5 に示す時期であった。

下降の有意差が示唆されたのは、公害発生期に該当する第 6 期 (1955-1959 年) の時期である。これは先行研究において示した漁家の場合と同様に公害発生期において、下降の有意差を確認することができる。また、非漁家は公害発生期のほかに、もやい直し期と位置付けた第 15 期 (2000-2004 年) においても顕著に下降が生じている。このように下降の有意差が確認できたのは、第 5 期 (1950-1954 年)、第 15 期 (2000-2004 年) であり、漁家で示したような連続的な階層落層、階層転落を伴う下降は確認できなかった。

一方、階層上昇に有意差が確認された時期は、環境対策期と位置付けた第 11 期 (1980-1984 年) 5 ケースと、もやい直し期と位置付けた第 14 期 (1995-1999 年) 5 ケースであった。非漁家の階層上昇は、漁家と同様に水俣病が公式に確認された第 6 期 (1955-1959 年) に 3 ケース (No.7、No.24、No.28) 確認できるが、上昇が顕著に現れる期間は、上記の 2 つの時期である。なお、第 11 期 (1980-1984 年) に階層間移動によって上昇を果たした世帯は、2 ケースを確認することができる。残り 3 ケースは階層内での上昇にとどまっていた。また、第 14 期 (1995-1999 年) の階層間移動による上昇は、1 ケース確認することができ、他 4 ケースは階層内での上昇であった。

表7 非漁家層の階層移動グラフ



4. 非漁家の下降類型

非漁家の特性は、表7にも示したが、第6期（1955–1959年）、第15期（2010–2014年）に下降が激しく生じていた。また、先行研究（三好2016）で示した漁家と同様に、階層間の転落を伴う下降であった。

非漁家の階層移動を第6期（1955–1959年）の1つ前の時期区分である第5期（1950–1954年）と比較し、第15期（2010–2014年）を同じく1つ前の時期区分である第14期（2005–2009年）でとらえてみると、下降が生じたケースは6ケース⁴⁾確認することができる。6ケース全て、階層転落を伴う下降であった。加えて、第15期（2000–2004年）は、7ケース下降していた。なお、階層別に分けると次のように分類することができる。

1) 第6期（1955–1959年）における階層の類型化

第6期（1955–1959年）において階層を類型化すると、次のような職業階層に類型することができる。①商的自営業 No.5（I地区 商的自営業 T2→商的自営業 V2）、②兼業漁家 No.22（N地区 専業農家 B4→兼業漁家 C4）、③兼業世帯主常用／兼業世帯員被用 No.26（K地区 兼魚漁家 C6→兼業世帯主常用／兼業世帯員被用 Q2）、No.31（K地区 専業漁家 A8→団体以外の事業所常用／被用 Q4）、④日雇い No.13（K地区 兼魚漁家 C8→日雇い Y2）、No.19（F地区 兼魚漁家 C8→日雇い Y2）の4つの職業階層に生活構造を変形変異させていた。

2) 第15期（2010–2014年）における階層の類型化

また、第15期（2010–2014年）において階層を類型化すると、①無業 No.6（D地区、団体以外の事業所常用／被用 X2→無業 Z2）、No.7（C地区、団体外の事業所常用／被用 X2→無業 Z2）、No.13（K地区 専業漁家 A5→無業 Z1）、No.16（L地区 日雇い Y1→無業 Z1）、No.22（N地区 専業農家 B2→無業 Z1）、No.24（J地区、日雇い世帯員被用 Y2→無業 Z2）、No.28（J地区 団体以外の事業所常用／被用 X1→無業 Z1）が確認できる。

5. 非漁家の下降特性

これより、第6期（1955–1959年）、第15期（2010–2014年）に下降が激しく生じたケースの特性を検討する。

商的自営業に下降した No.5（I地区 商業サービス業 T2→商的自営業 V2）は、韓国で時計店を営んでいたが帰国し、その後、時計の修理業をしつつ、農業、漁業に従事し、労働生活を変異させた。しかし、世帯主が水俣病を発症し働くことができなくなり、そして、家族が次々と死亡すると、生計の担い手は妻となった。妻は、生活構造の労働生活を行商に変異させ下降した。なお、本事例で特筆すべき点は、世帯主や家族構成員に対する介護と家事労働の負荷が妻（女性）にかかっていることである。

兼業漁家に下降した No.22（N地区 専業農家 B4→兼業漁家 C4）の生家は、代々続く農家だったが、結婚して漁家階層に移動する。夫は、漁業を行いつつ、いりこ製造会社を

経営していたが、生産の場の破壊と流通市場の停止により、労働の再生産が得られず、また、消費活動が営めないことから、生活構造の変異を迫られる。そして、農協の勧めからみかん栽培をはじめ、労働生活を変異させ下降した。

兼業世帯主常用／兼業世帯員被用に下降した No.26 (K 地区、兼魚漁家 C6→兼業世帯主常用／兼業世帯員被用 Q2) は、世帯は半農半漁を主としていたが、多子であることから窮乏化に直面していた。家族総出で働き、消費分を補完するために、労働力の再生産を高め窮乏化を防いでいた。

一方、No.31 (K 地区 専業漁家 A8→兼業世帯主日雇い O4)、も同様に多子家族であることから窮乏化に直面した。その後、巾着網漁、いりこ製造漁家と結婚することによって、生活は安定する。しかし、生産の場、流通市場の停止によって、労働力の再生産、消費活動が停滞することから、被用者階層に下降する。

日雇いの下降した No.13 (K 地区兼魚漁家 C8→日雇い Y2)、No.19 (F 地区 兼魚漁家 C8→日雇い Y2) は、半農半漁の世帯であったが、生産の場の破壊から漁業収入を得られなくなり生活が困窮する。農業収入だけでは、消費生活ができないことから、労働生活を変異させ日雇い労働者となり下降した。

団体以外の事業所常用／被用から無業に下降した No.6 (D 地区、団体以外の事業所常用／被用 X2→無業 Z2)、No.7 (C 地区団体外の事業所常用／被用 X1→無業 Z1)、No.28 (J 地区 団体以外の事業所常用／被用 X1→無業 Z1)、No.13 (K 地区 専業漁家 A5→無業 Z1)、No.16 (L 地区 日雇い Y1→無業 Z1)、No.22 (N 地区 専業農家 B2→無業 Z1)、No.24 (J 地区、日雇い世帯員被用 Y4→無業 Z2) は、高齢であることから離職し、無業となっていた。なお、7 ケースの平均年齢は、76.7 歳 (2014 年時点) である。このうち、最高齢 88 歳、最小齢 69 歳であり、厚生年金受給者または、国民年金受給者であった。この他、社会保障の他に医療手帳ならびに一時金 260 万円を受給している。階層下降は生じているが、窮乏化を社会保障制度の受給によって回避している。

このように、非漁家の第 6 期 (1955-1959 年)、第 15 期 (2010-2014 年) の下降特性に関する共通性は 4 点である。

第 1 に、No.22、No.26、No.31 は新日室による海洋資源 (生産の場) の破壊、そして、魚介類を売買する流通市場の停止は、一方で労働の停止を意味し、階層移動を迫られた。

第 2 に No.31 のように、貧困原因とされる多産であり大家族であることが、階層落層、階層転落を伴う下降を誘発していた。

第 3 に、生活構造の③労働力の再生産、④消費活動を補完することができず、家族の送り援助が得られない場合、下降が生じている。

第 4 に、高齢となり年金受給者になることによって下降した。世帯員数の減少が、下降に作用していると考えられる。

6. 非漁家階層の上昇類型

非漁家の上昇する特性として、先に示した表4、表5にあるように、調整済み標準化残差が正の値で、両側p値が0.05未満となった時期は、公害後期と位置付けた、第11期(1980年-1984年)、第14期(1995-1999年)に有意差を確認できる。上昇したケースは上記時期以外にも確認できるが、第11期(1980-1984年)、第14期(1995-1999年)に集中していることが確認できる。上昇した時期を第11期(1980-1984年)に限ってとらえてみると、上昇の生じたケースは5ケース⁵⁾確認することができ、このうち、No.19(F地区W1)、No.26(K地区C6)を除く3ケースが階層間における上昇を果たしていた。

また、第14期(1995-1999年)をとらえると、第11期(1980-1984年)と同様に、上昇は5ケース⁶⁾確認することができ、No.8(F地区Z1)、No.16(L地区Y1)、No.28(J地区X1)を除く2ケースが階層間で上昇していた。なお、上昇が生じた非漁家は、次のように生活構造を変形変異させ職業階層に移動していた。

1) 第11期(1980-1984年)における階層の類型化

第11期(1980-1984年)において階層を類型化すると、次のような階層に類型化することができる。①団体職員No.17(M地区日雇いY2→団体職員W2)、No.19(F地区、団体職員W2→団体職員W1)、②工業自営業No.23(L地区、団体以外の事業所常用/被用X2→工業自営業S2)、③兼業漁家No.26(K地区、兼業世帯主日雇いO4→兼業漁家C6)、④専業農家No.33(N地区、専業農家B4→専業農家B3)の4つの職業階層に生活構造を変異させ、職業階層を上昇させていた。

以上、専業漁家から4つの職業階層に移動していた。そして、第14期には、生活構造を次のように、変異させ階層を上昇させていた。

2) 第14期(1995-1999年)における階層の類型化

また、第14期(1995-1999年)において階層を類型化すると、①専業漁家No.13(K地区、専業漁家A6→専業漁家A5)、②団体以外の事業所常用/被用No.28(J地区、団体以外の事業所常用/被用X2→団体以外の事業所常用/被用X1)、③無業No.8(F地区、無業Z2→無業Z1)④日雇いNo.16(L地区、日雇いY2→日雇いY1)の4つの職業階層が確認でき、専業漁家、団体以外の事業所常用/被用、無業、日雇いの職業階層に変容していた。

7. 非漁家の上昇特性

これより、第11期(1980-1984年)、第14期(1995-1999年)に上昇したケースの特性を検討する。

団体職員に上昇したNo.17(M地区日雇いY2→団体職員W2)は、農業の手伝いなど日雇いであったが、労働生活を変異させ内発的に組織化された団体職員となる。一方、

No.19 においては、漁業を辞め内発的發展によって形成された団体職員となり、補償金を得て生活構造を変えることなく階層内で上昇を果たす。

工業自営業に上昇した No.23 (L 地区、団体以外の事業所常用／被用 X2→工業自営業 S2) は、会社 (チッソ株式会社) を退職し、仕事仲間と電気会社を起業する。生活構造の労働生活を変異させ、新たな階層を水俣病多発地域内で創出した。

兼業漁家事に上昇した No.26 (K 地区、兼業世帯主日雇い O4→兼業漁家 C6)、兼業世帯主日雇いとして、漁業や出稼ぎを行っていたが、水俣病によって健康被害が生じた。疾病により、労働生活を変異させるとともに、家族の稼働力を得て養殖業を営み階層を上昇させた。また、田畑を借受け自宅で食べる分の野菜をつくり、消費活動を抑制することから、労働生活、労働力消費、労働力再生産、消費活動のバランスを保った。

専業農家に上昇した、No.33 (N 地区、専業農家 B4→専業農家 B3) は、職業階層を専業農家で安定的に推移し、第 11 期 (1980-1984 年) に企業補償を受けることによって、専業農家から階層内で上昇を果たした。No.33 は階層移動が 1 回のみと少ない。経営耕地となる資本を有するなど貯蓄・資産を持ち、なおかつ、家族の稼働力あることが安定的推移につながった。

専業漁家の上昇特性として、No.28 (J 地区、団体以外の事業所常用／被用 X2→団体以外の事業所常用／被用 X1) は、No.13 と同様に 1990 年代、体調を悪化させるが、企業補償 (医療手帳、一時金) を得ることによって階層内で上昇する。しかし、1990 年代末に体調悪化のため希望退職した後、第 15 期 (2000 年-2004 年) に無業となる。生活構造を変異させることなく推移したが、健康の悪化から後に、階層移動を強いられる。

無業の上昇特性として No.8 (F 地区、無業 Z2→無業 Z1) は、生活構造は変異させず、第 14 期 (1995-1999 年) に、障害者手帳を取得し階層内上昇を果たす。だが、階層内で生活構造は上昇するも、夫、千葉県で働きしているため単身での生活に不安を感じている。

日雇いの特性として、No.16 (L 地区、日雇い Y2→日雇い Y1) は、製材所を退職後、親戚の農業を手伝うなどして生活していた。年金が主であったが、第 14 期 (1995 年-1999 年) に一時金を受給して階層内であるが上昇する。

このように非漁家の第 11 期 (1980 年-1984 年)、第 14 期 (1995 年-1999 年) における上昇したケース特性に関する共通性は以下の通りである。

第 1 に、家族の稼働力によって階層を上昇させた。

第 2 に、企業補償や社会保障の受給によって、階層内ではあるが上昇した。また、企業補償や社会保障を得ることによって、階層は安定的に推移する。

第 3 に、共通的とはいえませんが、No.23 のように起業し新たな階層を創出するという試みは、漁家層で示した水俣病被害者団体に参加し、生活構造を変異させたケース (No.35) と類似する。

V. 考察

非漁家の階層下降は、公害発生期と位置付けた第6期（1955－1959年）のほかに、もやい直し期第15期（2000－2004年）に生じていた。非漁家においても漁家と同様に、第6期（1955年－1959年）に下降が生じるが、その後、機能集団（新日窒または、新日窒関連企業）に吸収され被用者や日雇いになるなどして下降は生じていない。こうした機能集団への吸収は、地方公共団体が講じた一般失業対策が働いたとも考えられる。

ところで、上昇は、環境対策期と位置付けた第11期（1980－1984年）、もやい直し期とした第14期（1995年－1999年）であった。概ね階層移動が安定的に推移していた状態から、階層内上昇を果たしている。貯蓄・資産を持ち上昇していることも確認できるが、企業補償を得て上昇しているケースを確認できる。このことから、籠山が指摘する貧困層の条件のうち、労働保障、社会保障の有無が起因していると考えられる。

一方、第6期（1955－1959年）、第7期（1960－1964年）に生じた下降事例、ならびに、第9期（1970－1974年）、第10期（1975－1979年）に見られた上昇事例を概観してきた。4つの時期区分毎の階層移動を俯瞰すると表8のように示すことができる。4つ時期区分より階層移動が共通するパターンがあるのかをとらえると、No.5、No.26の第6期（1955－1964年）△下降が共通する。第6期（1955－1964年）にNo.5、No.26の生じた△下降は、窮乏化が原因とされる世帯員の死亡、多子が要因であった。籠山が示したシエマ図の①労働生活、②労働力消費、③労働力の再生産、④消費生活のバランスが崩れ、生活構造は不安定な状況であったと思われる。その他をみると、共通するケースは確認できない

表8 非漁家の下降、上昇パターン

△：下降 ◎：上昇

年代・時期 No./地区	6期	11期	14期	15期	備考
No.5 I地区	△				※
No.6 D地区				△	※
No.7 C地区	△			△	企業補償有下降※
No.8 F地区			◎		社会保障有上昇※
No.13 K地区	△		◎	△	企業補償有上昇・下降
No.16 L地区			◎	△	企業補償有下降※
No.17 M地区		◎	◎		企業補償有上昇※☆
No.19 F地区	△	◎	△		企業補償有上昇・下降☆
No.21 I地区					
No.22 N地区	△	△		△	企業補償有下降・下降※
No.23 L地区		◎			※☆
No.24 J地区	◎			△	※
No.26 K地区	△				
No.28 J地区	◎		◎	△	企業補償有上昇・下降
No.31 K地区	△			◎	
No.33 N地区					企業補償有上昇※

※：第6期、または第11期、第14期以降、生活構造は安定し20年以上階層変動がない。

☆：企業補償を得た後、内発的な団体に入職、または自力更生的な団体に参加し、生活構造を維持。

ことから、階層移動数に有意差を確認できた第14期（1995－1999年）、15期（2000－2004年）に焦点をあてると、No.13、No.16、No.28の3ケースが◎上昇→△下降で共通していた。第14期（1995－1999年）、15期（2000－2004年）に示したケースは、企業補償を得て上昇し、第15期に（2000－2004年）に年金生活となり下降している。また、非漁家の上昇、下降の特徴として16ケース中、9ケースが企業補償または社会保障を受給している点である。企業補償を受けているケースは8ケースのうち、5ケースが補償を得た後、4期以上（20年以上）、安定的に推移している。先に示した表6にあるように、非漁家の平均移動回数は4.0回であり、調査対象区間である84年を平均移動回数で除すると約21.5年となる。時期区分は1期を5年区切りとしていることから、これを20年以上、同一の生活構造が維持されたとすれば、安定的に推移したと考えることができよう。表8に示した16ケース中、10ケースが20年以上階層変動なく生活構造が安定している。とりわけ、16ケース中、8ケースが企業補償を得て、生活構造を安定化させていた。

以上、非漁家の事例を上昇、下降の状況と、その特性ならびに共通性を検討してきた。漁家と同様に、公害によって絶えず窮乏化の圧力が非漁家世帯に加わり、これに抵抗しきれなくなった世帯から階層移動が生じていた。また、貧困原因とされる疾病、死亡、多子、公害、事業不振、流通市場の停止などが生じることによって、階層移動に直面していた。

非漁家のケースにおいても、籠山が示す生活構造のシエマ図の①労働生活、②労働力消費、③労働の再生産、④消費活動がバランスを崩し、労働力の再生産に対して影響を与えていた。とりわけ、労働力の消費が不能になるということは、貯蓄・資産、家族の稼働力、家族の仕送り援助、労働条件の保障、社会保障（企業補償）のいずれかを活用しなければならない。これらのうちどれか活用することができないということは階層を維持できないばかりか、窮乏化に直面し貧困層に転落することを意味している。

漁家層でも論じたが、生活構造のシエマ図（図1）の左半分は職業の場で使用される側面であり、右半分は家族の生活の場で使用される側面を示している。

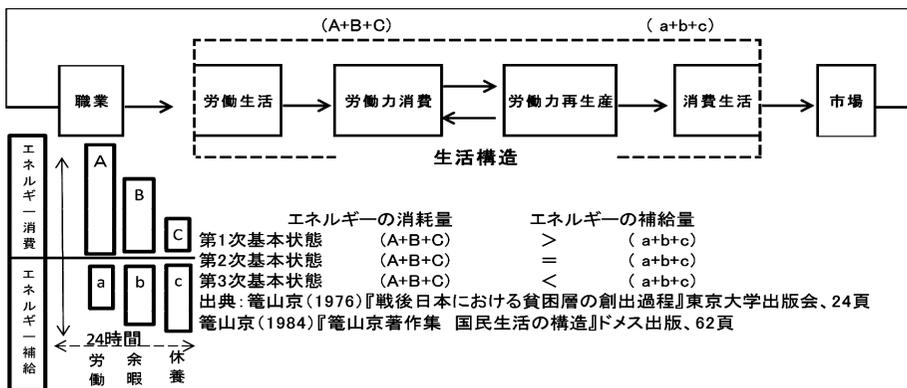


図1 生活構造の図式

これら2つの側面が循環し、バランスを崩すと生活構造の不安定化が発生し、そして、貧困条件を克服する機能を持たなければ、窮乏化に直面する。窮乏化に直面した世帯は、生活構造を変異させ、機能集団へ吸収されるなどして、生活の安定化が目指されていた。なお、受苦を強いられた水俣病多発地域において、自立更生を試み、また、近代に抵抗する内発的な団体への参加は、地域創生を考える上で示唆を与えるケースと言える。

以上のように、非漁家における生活保障システムは、漁家同様にミクロのレベルとしての家族や企業の代替的な補償が生活構造に接合して、階層上昇を誘発させた。また、非漁家の特性として、コミュニティや協同的な団体など、大沢のいう生活保障システム（大沢2007）のうちメゾレベルが機能していたと考えられる。これらは、先行研究における漁家の話として例示（三好2016）したが、漁家集落全体が親戚の集まりのようで、漁の無いときは、「今日はあんた家（ゲ）ん、畑ば掘ろうか」「次はあんたん家（ゲ）」と、地域全体で助け合いながら暮らしていた。そして、家々には鍵がかかっておらず、「ひだるか（ひもじい）」といえ、どこの家でも食べ物を食べさせてくれるという。集落全体が「家族」のようで互いに助け合い、つながっていたことから鑑みると、地域とのつながり（接続されている）がある場合、窮乏化は生じ難いと考えられる。

参考文献・参考論文

- 大沢真理（2007）『現代日本の生活保障システム』岩波書店
 大沢真理（2010）『生活保障のしくみ』岩波ブックレットNo.790
 岡本達明、松崎次夫（1989）『聞書水俣民衆史3 村の崩壊』草風館
 岡本達明、松崎次夫（1990）『聞書水俣民衆史4 合成化学工場と職工』草風館
 江口英一（1987）『生活分析から福祉へ』光生館
 江口英一（1981）『社会福祉と貧困』法律文化社
 籠山京・中鉢正美（1950）『家庭経済論』国土社
 籠山京（1958）『家庭の経営と管理』光生館
 籠山京・江口英一（1974）『社会福祉選書② 社会福祉論』光生館
 籠山京（1976）『戦後日本社会における貧困層の創出過程』東京大学出版会
 籠山京（1981）『大都市における人間構造』東京大学出版会
 籠山京（1985）『籠山京著作集第四巻 生活調査』ドメス出版
 野口定久（2018）『ゼミナール地域福祉学 図解でわかる理論と実践』中央法規
 三好禎之（2017）「水俣病多発地域における漁家世帯の階層移動と克服への究明」『法政論叢』日本法政学会
 三好禎之（2016）「水俣病多発地域漁家世帯の生活構造」『第57号名古屋経営短期大学紀要』名古屋経営短期大学

註

- 1) 本研究においては事前調査（2013年9月）および、漁業センサス、農業センサス等の調査定義をもとに詳細な階層区分を定めた。ここで簡略に階層区分を示しておく。階層区分を設定する際、まず、漁家と非漁家に大別し、主たる生計を漁業で賅う専業（自営）漁家と、6か月以上漁業に従事し、年間15万円以上の農業収入がある階層を「兼業漁家（半農半漁）」と定めた。そして、非漁家を職員・常用・日雇い・自営の4つに分類し、役場、小学校、郵便局、農協、施設職員等の公共施設へ勤務する者を「職員」とした。続けて、中小工場、企業、商店などに、雇用期間を定めず一年以上雇い入れされている者を

「常用」、季節日雇い、あるいは対象地域を離れて出稼ぎ労働をする者を「日雇い」と定めた。また、一か月未満の短い土木作業や、漁業・農協などの事業就労を繰り返している場合は、日雇いとして加えた。さらに、自営農業および自営業などを「自営」とした。なお、自営農業とは、経営耕地面積が10アール以上、もしくは経営耕地面積に関係なく過去一年間の農産物の販売金額が15万円以上のものをさしている。自営業とは、自営漁業、自営農業以外で過去一年間に15万円以上の売り上げのあった自営業者をいう。

2) 2013年総務省

3) 表3にあるようにCramer'sの連関係数値が0.3376であることから弱い相関である。

4) No.5 (I地区V2)、No.13 (K地区Y2)、No.19 (F地区Y2)、No.22 (N地区C4)、No.26 (K1地区Q2)、No.31 (地区Q4)

5) No.17 (M地区W2)、No.19 (F地区W1)、No.23 (L地区S2)、No.26 (K地区C6)、No.33 (N地区B3)

6) 上昇を果たしたケースは、No.8 (F地区Z1)、No.13 (K地区A5)、No.16 (L地区Y1)、No.17 (M地区W1)、No.28 (J地区X1)を確認することができる。